

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	モエレ沼公園ガラスのピラミッド自動ドア駆動装置修繕業務
発 注 課	建) みどりの管理課
選 定 事 業 者	フルテック(株)札幌支店
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
<p>本業務は、寺岡オートドア株式会社製の自動ドアについて、特定部品の交換による修繕を行うものであり、業務履行にあたっては、当該自動ドアの設計仕様や詳細構造の知識に加え、整備技術が必要である。</p> <p>フルテック株式会社は、寺岡オートドア株式会社の北海道地区で唯一の代理店であることに加え、本公園ガラスのピラミッドにおいても同社が日常的な保守点検を行っていることから、前述した業務履行に必要な知識や技術を有しているものと判断される。</p> <p>以上のことから、本業務を実施できる事業者は当該事業者以外に存在しないと判断され、当該業務委託は契約の目的が競争入札等に適さないものと判断し、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、当該業者を相手方として特定随意契約を行うことといたしたい。</p>	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（予定価格100万円超の場合に記入）
	地方自治法施行令第167条の2第1項第1号 札幌市物品・役務契約等事務取扱要領第91条第1項（ ）（ア～オのいずれかを記入）